

令和7年度 第9回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年12月10日（水）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 小松崎秀昭 君

2番 浅野周一 君

3番 飯塚尚志 君

4番 山崎翔子 君

5番 大塚芳夫 君

6番 吉田修夫 君

7番 飯村正弘 君

8番 島田辰男 君

10番 横張清彦 君

1番 飯野利明 君

2番 吉田典子 君

3番 細田展之 君

4番 寺田清 君

5番 吉田誠 君

6番 糸賀稔 君

7番 本間保 君

8番 諏訪原昌子 君

9番 塚原努 君

10番 秋葉政男 君

4. 欠席委員：農業委員 1名 柳生 利幸 君

農地利用最適化推進委員 0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第38号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第39号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第36号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員9名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番吉田修夫委員・8番島田辰男委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第38号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は 3 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字福田地内の田 4 筆、面積計〇〇㎡。農振農用地区域内の農地になります。中間管理事業の特例事業を活用した農地の売買になります。中間管理特例事業の売買については、申請地が農振農用地区域内の農地であること、また、農地を取得する担い手側が約 2 ha 以上の耕作面積があることなど、一定の条件を満たした場合、活用することができます。中間管理の売買をするメリットとしては、譲渡取得税の控除、また、農地売買に係る農業委員会への手続きや法務局での登記手続きを公益団体である公社が行うため、行政書士及び司法書士等に依頼しなくても手続きが可能であり、経費の削減につながります。公社が中間に入ることによって安心して手続きすることもメリットの 1 つです。

資料に戻りまして、譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、父、母の 3 名。農作業従事期間は、本人 300 日、父、母がそれぞれ 60 日。作付予定作物はレンコンです。譲受人は、経営規模拡大のため本申請に至っております。

次に整理番号 2 番及び 3 番について、農地の交換案件になりますので、あわせてご説明いたします。

申請地は、大字石川地内の畑 3 筆〇〇㎡と 2 筆〇〇㎡の交換となります。全て農振農用地区域内の農地です。所有権移転の農地交換になります。

整理番号 2 番の譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業兼会社役員。農業従事者は本人、父及び祖母の 3 名。農作業従事期間は、本人 160 日、父 150 日、祖母 250 日。作付予定作物はソバです。

整理番号 3 番の譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は 160 日。作付予定作物は大根、白菜等露地野菜です。

申請地はいずれも管理休耕中の畑で、農地を交換することでそれぞれが集約することができ、農業経営の利便性を図ることを目的に本申請に至っております。

説明は以上となりますが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 3 番飯塚尚志委員、整理番号 2 番・3 番を 4 番山崎翔子委員お願い致します。

3 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は譲受人がすでに耕作中の農地であり、管理は適正に行われています。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4 番： 整理番号 2 番・3 番について報告します。整理番号 2 番・3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適切に行われています。農地集積のための農地交換になり、境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 3 番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議 長： これより議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第39号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

- 議 長： 続いて、議案第39号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事務局： 今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
- それでは整理番号1番についてご説明いたします。
- 本件は、〇〇発注の石川地内の基盤整備工事受注に伴い、資材置場としての一時転用申請になります。一時転用期間は、許可日翌日から令和8年5月末日となっております。
- 申請地は、大字石川地内の畑2筆。面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。
- 農振農用地区域内における農地転用の不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当しています。町から発行された農地の一時が転用差し支えない旨の意見書も添付されております。造成計画は特になしで、現状のまま利用。雨水排水は自然流下となります。資金計画については、整地代は自社施工のため費用負担がなく、用地代（賃借料）については自己資金により賄います。事業完了後は譲受人が現状復旧します。申請書類については不足もなく、特に問題等見受けられませんでした
- 説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番山崎翔子委員お願い致します。
- 4番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長： 整理番号1番についてご質問等ありますか。
- 5番： 〇〇発注の区画整理工事はどのような内容ですか。
- 事務局： 基盤整備です。
- 5番： 地域計画の段階で話が出てきたのですか。
- 事務局： それ以前から話は出ており、今回工事が始まります。
- 5番： 筆や形がまばらになっているのを整えるのですか。
- 事務局： そうです。
- 5番： 減歩もありますか。
- 事務局： あります。
- 5番： どれくらいの面積ですか。
- 事務局： 4町歩くらいです。
- 議 長： これより議案第39号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について＞

- 議 長： 続いて、議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事務局： 今回は25件の計画となります。今回の案件には地域集積の更新分はありません。地域集積ではない通常の中間管理権の設定のみとなっております。田12筆〇〇㎡、畑32筆〇〇㎡、貸し手25名、借り手6名となっております。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：これより質疑に入ります。(質問等なし)
議長：これより、議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定について>

議長：続いて、議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：土地所有者と公社の契約は生かしたまま、公社と担い手が交わす担い手変更の契約となります。今回は 3 件の申請がありました。田 10 筆〇〇㎡、借り手は 2 名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：これより質疑に入ります。(質問等なし)

議長：これより、議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定についての採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 1 件です。
報告第 36 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 8 件です。

報告第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 3 件です。
阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 12 月 10 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長：以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

<その他>

事務局：その他(事務連絡)

① 現地調査及び総会の予定

1 月現地調査 1 月 13 日(火) 当番委員 1 番 小松崎秀昭委員
当番委員 2 番浅野周一委員

1 月定例総会 1 月 14 日(水) 午後 3 時

・場所：阿見町役場 4 階 全員協議会室

② 県南連絡協議会全体研修会

・日付：12 月 18 日(木)

・場所：県民文化センター

議長：その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 3 時 35 分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印